

令和6年第14回定例会

1 日 時 令和6年8月28日（水）17時00分から18時10分まで

2 場 所 委員会室

3 出席者 東京都選挙管理委員会 委員長 澤野正明
委員長職務代理 野島善司
委員 小林正則
委員 橘正剛
事務局 局長
総務課 課長
選挙課 課長
広報啓発担当 課長
書記 4名

4 議 事 議 案

- 1 不在者投票を行うことができる施設の指定について
- 2 公職選挙法等現行選挙制度の改正に関する要望の提出について
- 3 令和6年7月7日執行東京都知事選挙に係る異議の申出に対する東京都選挙管理委員会決定について

そ の 他

- 1 当面の日程について

5 会議の概要

発 言 者	発 言 の 要 旨
委 員 長	ただ今から令和6年第14回定例会を開会いたします。 お手元に、令和6年第13回定例会の会議要録をお示ししてありますので、お気づきの点などがございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。 本日は、3件の議案を予定しております。なお、本日の議案第3号は、個人情報を含んでいることから、非公開審議として取り扱いたいと存じますが、ご異議はございませんか。
委 員	(異 議 な し)
委 員 長	御異議なしということですので、そのように取り扱うことといたします。 それでは、それでは議案第1号「不在者投票を行うことができる施設の指定」について事務局より説明を求めます。
事 務 局	《議案1について説明》
委 員 長	説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。
委 員	5つの施設がありますが、これは施設側から申出があったのか、行政側からお願いしたのかどちらでしょうか。それと施設により入居者数に差がありますが、施設の指定に当たり、人数要件等はあるのでしょうか。
事 務 局	申出については、基本的には事業所から申出があり、区市町村選管を通じて指定をしております。人数の規模については、病院は病床数で50名以上、老人ホームは入所者が50名以上の規模を目安としております。しかし若干それを下回っていても、実際の体制等が総合的に問題なければ指定を認める方向で確認をしております。
委 員	申請をするにあたり、要件の確認はどのように行っているのか。
事 務 局	基本的には、区市町村選管の方で申請を受けた後、要件の調査や確認を行い、クリアしているものについて、我々に報告いただき、本委員会に議案としてお諮りしております。
委 員	区市町村の方で、厳格に審査し、問題がないということで東京都の方に上がってくるということですね。東京都の方はどういう役割を果たしているのか。調査等を行うのか。
事 務 局	区市町村の方で、要件を確認する際に、現地調査等を行っております。区市町村から報告が上がったものについて、決定するのは都選管の権限となります。指定後に、何らかの問題があれば区市町村と連携して調査等を行うこともやぶさかではございませんが、現時点では、要件の書面確認や区市町村への電

話確認で問題なければ、議案に上げさせていただくことになります。

委員長 他に御意見・御質問等ございませんか。それでは、お諮りいたします。議案のとおり決定することに御異議はございませんか。

委員 (異議なし)

委員長 御異議なしと認めます。議案第1号について原案のとおり決定いたします。それでは、議案第2号「選挙制度の改正に関する要望の提出」について事務局より説明を求めます。

事務局 ≪議案2について説明≫

委員長 説明は終わりました。ただいまの説明について、御意見・御質問はございませんか。

委員 2年に1回ということですが、提出された要望については、議論がされているのか、こういう理由で無理だとか回答はあるのでしょうか。

事務局 要望した先において議論を行い、要望を認められない、難しいものについては、その内容について総務省から回答をいただいております。一方、議論が進んでいるもの、例えば要望の3番にあります郵便投票できる者の範囲の拡大については、まだ実現には至っておりませんが、国における議論はかなり進んできております。要介護5でないと現状では対象になりませんが、要介護3とか4とかに広げようという風に進んでおり、一度国会でも議論があったのですが、止まってしまっており、今後どう動くかは見えておりませんが、そう時間が置かれない中で実現されるのではないかと考えております。

委員 次に自由妨害罪の基準の明確化ですか、これは公選法の中にどういう規定を盛り込むのか読めないんですね。人が演説してる時にこっちで大音量で邪魔するとかだと、東京都の騒音防止条例を引用するのか、車で追っかけ回すなら、危険運転で安全運転義務違反とかを引用するという風になるのか

事務局 我々としても今委員がおっしゃられたように公選法のみならず、基準を明確化していただき、実際は選挙管理委員会というよりも各都道府県の警察や警視庁が、その基準に基づいて操作なり取り締まりを行っていくということを期待しております。自由妨害罪の基準の明確化は野党なんかは結構厳しいものを要求している一方で、今回は公選法に基づいてある程度取り締まりできたんだから、法改正までは必要ないのではという考えもあり、国の中でも統一感を出すのが難しいところです。しかし我々もある程度、基準が明確になれば捜査機関が動きやすいのではと思いますので、そういったところを議論していただきたいと考えております。

委員 自由妨害罪の件は、公選法なのか他の規定すべきなのか、あるいは刑法や道路交通法と連携すべきなのか、選挙管理委員会のスタンスが分かりづらいが

	どう考えるか。
事務局	イメージとしては後者となります。公選法でできれば良いが難しそうなので他の法律でできればとも思いますが、実際は難しいかと。何がだめで何ならOKなのかが不明瞭になってしまっているのです、そこらへんを明確にさせていただきたいと考えています。
委員	要望にあるポスター掲示場の基準日はいつを想定しているのか。
事務局	現行制度だと、立候補当日に候補者数の分をあらかじめ用意しておかなければならないため、知事選のような事例が生じた訳なので、掲示場設置に必要な一定期間を設け、それまでに何らかの意思表示をした人数分を用意することとしたいという主旨でございます。
委員	それから政見放送ね。衣服を脱ぐとかなんとか、本人に対する罰則を結果としてやるわけだから、抑止効果を狙うような形になる。放送事業者が放送しないこととする規定を設ける。これ、難しいんだよね。放送事業者が事前にチェックしなくてはいけなくなる。各都道府県の選管がチェックするといっても、それも難しいでしょ。
委員	いやこれ、いろいろ要望が出ているんだけど、ポスター掲示板にしろ、自由妨害の件にしろ、連合会で要望をまとめて国に出すということだけでも、私ね、東京都独自でも、すぐに要望すべきだと思うんだよね、だって都知事選の問題なんだから。連合会とは関係なく、都選管として要望なり、意見なりを、選挙が始まる前に出していくべきなんじゃないかと思うんですね。
事務局	委員の御意見はもっともだと思います。知事からも国に要望してもらっておりますので、これはこれとして連合会と通して要望していきたいと存じます。
委員	公選法は議員立法だから、総務省へ行っても始まらないかも。各政党に言わないと。
事務局	おっしゃるとおり、議員立法であるので、総務省も慎重になっております。ただ、ポスター掲示場については、各党もいろいろ思いもございますので。
委員長	ただ今のは委員の御意見として承ることといたします。 他に御意見・御質問等ございませんか。それでは、お諮りいたします。原案のとおり決定することに御異議はございませんか。
委員	(異議なし)
委員長	それでは、当面の日程について事務局の説明を求めます。
事務局	《当面の日程について説明》

委員長

説明は終わりました。ただいまの説明について、御意見・御質問はございませんか。

御質問・御意見がないようですので、当面の日程について了承することといたします。

次回の定例会は9月11日に開催することとします。

これより非公開審議に入ります。